

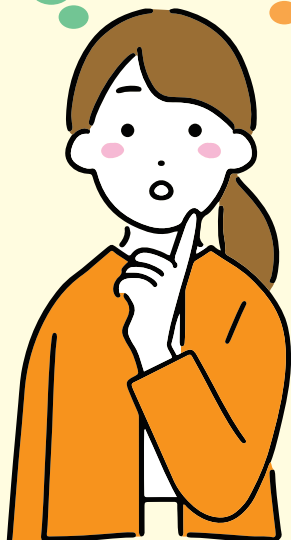
通称使用が
法制化されれば
別姓を認める必要はない
のではないのでしょうか？

二人とも
代々受け継ぐ名前(姓)を
残したいのに
残せないのですか？

戸籍制度は
どうなるのですか？

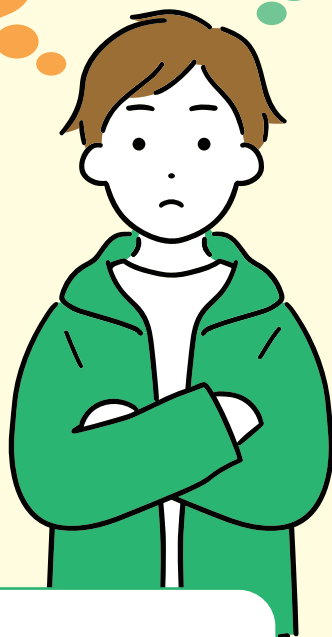
夫婦別姓を
選べるようになると
困る人はいるのですか？

子どもの姓は
どう変わるのですか？



夫婦別姓 も選べる社会へ

「名前を変えたくない」は、ワガママですか？



1996年に法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を答申してから29年。
夫婦同姓を法律で義務付けている国は、世界中で日本だけになりました。
現在日本が取り入れている夫婦同姓制度は、憲法上の人権を侵害する重大な人権問題です。
各種世論調査でも選択的夫婦別姓の導入に賛同する意見が高い割合を占めています。
昨年、国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し、女性が婚姻前の姓を維持できる法制度を整備
するよう4度目の勧告を行い、日本経済団体連合会（経団連）は選択的夫婦別姓の導入を提言しました。
今こそ、夫婦別姓も選べる社会の実現に向けて、一緒に考えてみませんか？

2025.7.5土

14:00 ▶ 16:30 (開場 13:30)

会場 北海道自治労会館 4階ホール
(札幌市北区北6条西7丁目5-3)

定員 150名

オンライン 接続先の情報はこちら▶



申込
不要



※要事前申込※

〈定員5名〉先着順

右記のQRコードから
お申込みください。

託児申込期限: 6月15日(日)



参加費
無料

パネルディスカッション

パネリスト



佐藤 万奈・西 清孝

(第三次選択的夫婦別姓札幌訴訟原告)



恩地 いづみ

(第二次選択的夫婦別姓広島訴訟原告)



清末 愛砂

(憲法学者、室蘭工業大学大学院教授)



三浦 徹也

(弁護士、選択的夫婦別姓訴訟弁護団)



主催／札幌弁護士会

共催／日本弁護士連合会、北海道弁護士会連合会

問い合わせ先

札幌弁護士会 TEL.011-281-2428